

# 兵庫県公報

平成27年6月26日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（医務課）	1
○ 環境の保全と創造に関する条例等の一部を改正する条例（自然環境課）	2
○ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（建築指導課）	3
○ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	3

## 公布された法令のあらまし

### ●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

医療法、医療法施行令及び地方自治法施行令の一部改正により、2以上の都道府県において病院等を開設する医療法人に係る都道府県知事を経由して行う厚生労働大臣に対する設立等の認可の申請手続が廃止されたこと及び病院の開設の許可等の事務を指定都市が処理するものとされたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

### ●環境の保全と創造に関する条例等の一部を改正する条例（条例第33号）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正等に伴い、次の条例について引用する法律及び省令の名称を改める等所要の整備を行うこととした。

- 1 環境の保全と創造に関する条例
- 2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例
- 3 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例
- 4 兵庫県税条例
- 5 環境影響評価に関する条例
- 6 使用料及び手数料徴収条例
- 7 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例

### ●使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正により、建築基準法令の規定の適用を受けない建築物を敷地外へ移転する場合において当該移転が交通上、安全上等支障がないと知事が認定するときは、当該建築物に建築基準法令の規定を適用しないこととされたことに伴い、当該認定の申請に係る手数料を新たに徴収することとした。
- 2 建築士法の一部改正により、建築士等が設計等を業として行おうとする場合における建築士事務所の登録の申請書に記載する事項に、当該建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の1級建築士、2級建築士又は木造建築士の別が追加されたこと等に伴い、当該登録に係る手数料の額を改めることとした。

### ●警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

地域との連携を強化し、治安対策をより一層効果的かつ効率的に推進するため、新たに小野市に警察署を設置することとし、当該警察署の名称、位置及び管轄区域を定める等所要の整備を行うこととした。

## 条 例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月26日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第32号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表12の部を次のように改める。

12 医療法に基づく事務

事務	市町
(1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、法、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この部において「政令」という。）又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務であって別に規則で定めるもの	神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市
(2) 法に基づく事務のうち、法若しくは政令の規定により知事に提出される書類の受理又はこれらの規定により知事が作成する書類の交付に関する事務であって別に規則で定めるもの	姫路市、尼崎市及び西宮市

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



環境の保全と創造に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第33号

環境の保全と創造に関する条例等の一部を改正する条例

（環境の保全と創造に関する条例の一部改正）

第1条 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第96条第9項中「第5項」を「第6項」に改める。

第100条第2項第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第101条第4項第3号中「治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）第2条第1項」を「森林法第10条の15第4項第4号」に改める。

第105条第9項中「第5項」を「第6項」に改める。

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表第67の3の部中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に」に改め、同部事務の欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（」に改め、同欄(29)中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「第7条第10項」を「第7条第11項」に改める。

（法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部改正）

第3条 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第33条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

（兵庫県税条例等の一部改正）

第4条 次に掲げる条例の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

- (1) 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第179条第2項第1号
- (2) 環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）別表第2の1
- (3) 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第3の33の部及び別表第4の64の部
- (4) 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）別表第2の10の4  
附 則

この条例は、公布の日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第34号**

**使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例**

使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。  
別表第4の21の部(41)の3の款の次に次のように加える。

(41)の4 建築基準法 令の規定の適用を 受けない建築物の 移転をする場合の 制限の緩和に係る 認定申請手数料	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第 2号の規定に基づく建築基準法令の規定の適用を受けない 建築物の移転をする場合の制限の緩和に係る認定の申請に 対する審査	27,000円
---	--	---------

別表第4の22の部(4)の款及び(5)の款中「15,000円」を「17,000円」に、「10,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の使用料及び手数料徴収条例別表第4の22の部(4)の款及び(5)の款の規定は、この条例の施行の日以後にされる建築士事務所の登録の申請に係る手数料について適用し、同日前にされた建築士事務所の登録の申請に係る手数料については、同部(4)の款及び(5)の款の規定にかかわらず、なお従前の例による。



警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第35号**

**警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例**

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和35年兵庫県条例第 号）の一部を次のように改正する。  
別表兵庫県三木警察署の項の次に次のように加える。

兵庫県小野 警察署	小野市	小野市
--------------	-----	-----

別表兵庫県社警察署の項中「兵庫県社警察署」を「兵庫県加東警察署」に、「小野市 加東市」を「加東市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。